



# 京都府感染症予防計画のポイント

## 策定の趣旨

- 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画
- 感染症対策の方向性を示すもので、京都府では保健医療計画に感染症予防計画を位置づけ
- 現行計画が令和5年度末に終了することや感染症法の一部改正を踏まえ、保健医療計画の別冊として京都府と京都市が一体的に策定



## 法令根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条



## 計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）



## 基本的な政策目標

感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する。



## 目次

- 第1章 総論（感染症の予防の推進の基本的な方向）
- 第2章 各論
  - 第1 感染症の発生の予防
  - 第2 感染症のまん延の防止
  - 第3 情報の収集、調査及び研究
  - 第4 検査の実施体制及び検査能力の向上
  - 第5 医療を提供する体制の確保
  - 第6 患者の移送のための体制の確保
  - 第7 宿泊施設の確保
  - 第8 外出自粛対象者等の環境整備
  - 第9 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針
  - 第10 人材の養成及び資質の向上
  - 第11 保健所の体制の確保
  - 第12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査、医療の提供
  - 第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重
  - 第14 その他の重要事項
  - 第15 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応

# 対策の主要項目の方向性

## 総論

- 事前対応型行政の構築
- 京都府感染症対策連携協議会での予防計画の進捗確認や新興感染症発生時の速やかな情報伝達、連携体制の確認
- 京都府等、府民、医師等の果たすべき役割

👉 5頁へ

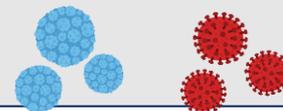
## ①発生予防 ②まん延防止

- 府等による調査の実施と感染症に関する情報の収集・分析・公表体制の整備
- 府等による流行状況把握、感染源や感染経路の究明等
- ワクチン接種体制の整備

👉 8頁、11頁へ

## ③情報の収集、調査、研究

- 保健所による情報収集、疫学的な調査、分析及び研究
- 保環研等による病原体等の調査、研究、試験検査、情報の収集、分析及び公表



👉 15頁へ

## ④検査体制・検査能力

- 保環研等による検査体制の整備と検査機能の向上
- 民間検査会社等との検査措置協定の締結、協定に基づいた検査の実施



👉 16頁へ

## ⑤医療提供体制

- 医療提供体制等について、数値目標を設定
- 感染症指定医療機関の指定
- 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備

👉 18頁へ

## ⑤ア 病床

- 病床確保に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた病床確保
- 入院調整の一元化等
- 入院待機ステーション等整備
- 施設内感染の防止

👉 20頁へ

## ⑤イ 発熱外来

- 発熱外来に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた発熱外来の整備



👉 22頁へ

## ⑤ウ 自宅療養者等への医療提供

- 協定に基づく、自宅・宿泊療養者や高齢者施設等に対する往診やオンライン診療、訪問看護、服薬指導、健康観察等の医療提供体制の整備等
- 施設内療養の環境を整備

👉 23頁へ

## ⑤エ 後方支援

- 後方支援に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた後方支援体制の整備



👉 23頁へ

# 対策の主要項目の方向性

## ⑤ 人材派遣

- 医療機関との医療人材派遣に係る医療措置協定の締結、協定に基づいた医療人材の派遣



👉 24頁へ

## ⑤ 个人防护具

- 医療機関における協定に基づく个人防护具の備蓄
- 府による个人防护具の調達や医療機関への供給



👉 24頁へ

## ⑥ 移送

- 地域の救急搬送体制の確保にも留意した、消防機関との役割分担の協議、移送に係る覚書等の締結
- 車両を有する民間事業者等の活用等の検討

👉 26頁へ

## ⑦ 宿泊施設

- 宿泊施設との宿泊療養の実施に係る協定の締結
- 協定に基づく宿泊施設における宿泊療養体制の迅速な確保、療養者の健康観察等の情報共有の徹底



👉 28頁へ

## ⑧ 外出自粛対象者の療養生活

- 外出自粛対象者の生活支援・健康観察
- 自宅療養者等支援のためのセンター等の設置



👉 29頁へ

## ⑨ 総合調整・指示

- 感染症の発生・まん延防止のため必要がある場合における、感染症対策全般に係る京都市長、市町村長及び関係機関に対する総合調整

👉 31頁へ

## ⑩ 人材養成・資質向上

- 府等や保環研等による、感染症に係る各種研修への職員の参加促進、府等による講習会等の開催
- 医療機関や医療関係団体による医療従事者への研修・訓練

👉 32頁へ

## ⑪ 保健所体制

- 保健所における機器等の整備や業務の外部委託、府における一元化、ICTの活用等の効率化の検討
- 府等の人員体制の整備と応援職員の保健所への派遣

👉 33頁へ

## ⑫ 緊急時の対応等

- 緊急時における国や地方公共団体等との連絡体制
- 緊急時における府民に対する分かりやすい情報提供



👉 35頁へ

# 対策の主要項目の方向性

## ⑬ 知識の普及・啓発、人権の尊重

- 患者等への十分な説明と同意に基づいた医療の提供
- 患者等への差別や偏見の排除
- 相談窓口等の機能の充実



👉 37頁へ

## ⑭ その他

- 災害発生時の迅速・的確な発生予防・まん延防止措置
- 病原体保有状況調査による情報収集と調査に必要な体制の構築
- 訪問・滞在する外国人が適切な情報の入手・活用できるような環境整備
- 薬剤耐性の及び抗菌薬の適正使用のための方策

👉 38頁へ

## ⑮ 特定感染症予防指針等

- 定期健康診断の積極的な勧奨や高齢者の結核対応の重要性の周知等
- 性感染症に関するNGO等と協力した情報提供や府民への啓発
- 麻しん・風しんの予防接種の普及啓発や抗体検査の実施
- 蚊媒介感染症患者発生時における推定感染地の調査や蚊の駆除
- 京都府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や訓練の実施等

👉 40頁へ

👉 詳しくはこちら

詳しい内容をご覧になりたい方は、京都府HP「京都府感染症予防計画」をご確認ください。

## 検討体制



○京都府感染症対策連携協議会  
京都府医師会／京都府病院協会／京都私立病院協会／  
京都府歯科医師会／京都府薬剤師会／京都府看護協会  
／京都府老人福祉施設協議会／京都府介護支援専門員  
会／感染症指定医療機関／京都市／京都府市長会／京  
都府町村会／京都府消防長会／京都府保健所／京都府  
保健環境研究所／大阪検疫所／その他感染症に係る協  
議に必要な関係団体

【問い合わせ先】

(計画全体について)

京都府健康福祉部健康対策課

TEL:075-414-4734

FAX:075-431-3970

(京都市の取り組みについて)

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

TEL:075-222-4244

FAX:075-251-7233